

厚生労働大臣登録検査機関
(登録番号 第26号)

一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所
〒940-2127 長岡市新産2丁目12番地7
TEL(0258)46-7151 FAX(0258)46-9851

魚沼市 様

水質検査成績書

令和元年8月27日付ご依頼の水質検査成績は以下のとおりです。

検査責任者	検査担当者	
	細菌	理化学
		

検査種別	基準37項目					
	検査種別	井戸水				
採水者	採水場所	魚沼市十日町地内 工団第1-1号 水の郷工業団地 第2期造成工事(その5)				
	採水日時	令和元年8月27日 15:20	気温	31.0℃	水温	11.5℃
	天候等	当日天候 曇り	前日天候	採水時残留塩素(mg/l)		
	検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	1ml中100以下	総トリハロメタン	—	0.1mg/l以下	
大腸菌	検出しない	検出されないこと	トリクロロ酢酸	—	0.03mg/l以下	
カドミウム及びその化合物	0.0003未満	0.003mg/l以下	プロモジクロロメタン	—	0.03mg/l以下	
水銀及びその化合物	0.00005未満	0.0005mg/l以下	ブロモホルム	—	0.09mg/l以下	
セレン及びその化合物	0.001未満	0.01mg/l以下	ホルムアルデヒド	—	0.08mg/l以下	
鉛及びその化合物	0.001未満	0.01mg/l以下	亜鉛及びその化合物	0.01未満	1.0mg/l以下	
ヒ素及びその化合物	0.001未満	0.01mg/l以下	アルミニウム及びその化合物	0.02未満	0.2mg/l以下	
六価クロム化合物	0.005未満	0.05mg/l以下	鉄及びその化合物	0.03未満	0.3mg/l以下	
亜硝酸態窒素	0.004未満	0.04mg/l以下	銅及びその化合物	0.01未満	1.0mg/l以下	
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	0.01mg/l以下	ナトリウム及びその化合物	4.8	200mg/l以下	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.40	10mg/l以下	マンガン及びその化合物	0.005未満	0.05mg/l以下	
フッ素及びその化合物	0.08未満	0.8mg/l以下	塩化物イオン	8.5	200mg/l以下	
砒素及びその化合物	0.02未満	1.0mg/l以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	17	300mg/l以下	
四塩化炭素	0.0002未満	0.002mg/l以下	蒸発残留物	57	500mg/l以下	
1,4-ジオキサン	0.005未満	0.05mg/l以下	陰イオン界面活性剤	0.02未満	0.2mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.04mg/l以下	ジェオスミン	—	0.0001mg/l以下	
ジクロロメタン	0.002未満	0.02mg/l以下	2-メチルイソボルネオール	—	0.0001mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.001未満	0.01mg/l以下	非イオン界面活性剤	0.002未満	0.02mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.001未満	0.01mg/l以下	フェノール類	0.0005未満	0.005mg/l以下	
ベンゼン	0.001未満	0.01mg/l以下	有機物(全有機炭素(TOC))の量	0.3未満	3mg/l以下	
塩素酸	—	0.6mg/l以下	pH値	6.6	5.8~8.6	
クロロ酢酸	—	0.02mg/l以下	味	—	異常でないこと	
クロロホルム	—	0.06mg/l以下	臭気	異常なし	異常でないこと	
ジクロロ酢酸	—	0.03mg/l以下	色度	0.5未満	5度以下	
ジブロモクロロメタン	—	0.1mg/l以下	濁度	0.1未満	2度以下	
臭素酸	—	0.01mg/l以下				
判定	飲料水の安全を確認するためには、上記検査項目の全てについて検査が必要ですが、検査した項目は水道法の水質基準と比較して評価すると水質基準に適合します。					
備考	*印の検査成績は水質基準に不適合です。 検査項目及び水質基準は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。各項目毎の別表番号は裏面に記載。検査成績欄の単位は水質基準欄の単位に同じ。					